

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
47	国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し	1～3
39-①	文化財保護を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	4～10
28	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	11～16
33	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和	17～20
49-②	都道府県経由事務の見直し(建設業許可申請等)	21～23

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

88

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し

提案団体

忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

航空法第132条の2の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行方法について、飛行空域となる当該市町村の意向が反映されるような仕組みとなるよう見直しを求める。

①大臣承認に関しては、現場の実情を把握している飛行区域となる当該市町村に対し、同承認に関する情報を共有することとする。

②大臣承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村から現場での飛行方法の注意や中止を求めることが可能となるようにする。

具体的な支障事例

手軽に所持できるようになったドローンの飛行方法は、航空法の改正により明確化されたが、飛行実態を見るとそれが遵守されているとは思えない。

特に、観光地やイベント会場などの多数の者が集合する場所での飛行が見受けられるため、安全な飛行方法の徹底が求められる。

また、航空法による承認は国土交通大臣となっていることから、現場を管理する市町村には承認の有無が把握できないため、ドローン飛行の管理・監視もできない状況である。

本村は、富士山麓に位置し、世界文化遺産のエリアで忍野八海に8つの構成資産を有しており、通年観光客が絶えない地域である。

最近、この忍野八海にドローンが飛行することがあり、観光客がいる上空や構成資産である池の上空を飛行していることから、観光客の安全面や墜落時の構成資産への影響が懸念される。

また、当該空域は飛行禁止区域ではないものの、夜間飛行など特別なケースで大臣承認を得ている場合、承認に関する情報がないためルールに則った飛行なのかどうかの判断も出来ず、住民の問い合わせや飛行上のトラブルなどにも対応することができない状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

飛行空域となる当該市町村において飛行情報がきちんと把握できるとともに、現場の安全管理が徹底できることとなる。

根拠法令等

航空法第132条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市

○当市も観光施設は多々あり、中でも全国有数の紅葉の景勝地となっている場所においては、紅葉シーズンである11月には約40万人の来場者が訪れる。施設の自主規制として、来場者の上空は飛ばさないなど安全に配慮してもらうようお願いしており、現在は危険がない状態を確保しているが、法的拘束力がないため、悪質な操縦者がいれば来場者等に対し危険を伴う可能性がある。

○空撮のためのドローン使用に係る手続に関する質問もあることから、安全管理の面で同様の不安があるため、提案団体の示す制度改正は必要なものとする。

各府省からの第1次回答

【求める措置①に対する回答】

○航空局ホームページ(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)において、飛行経路や飛行日時等の航空法第132条の2に基づく国土交通大臣の承認に関する情報を公表しており、飛行経路に含まれる市町村はこれを参照することで同承認を受けた無人航空機の飛行についての情報を得ることができる。

○一方で、一定期間内に反復して飛行を行う場合や異なる複数の場所で飛行を行う場合には、期間や経路について包括的な許可承認もっており、これらの情報をもって、個々の飛行を把握することは困難であるため、より詳細な飛行経路や飛行日時等の無人航空機の飛行情報を、飛行前に視覚的に関係者間で共有できるシステムについて、平成30年度中の導入に向けて検討中である。

【求める措置②に対する回答】

○航空法第132条の2に基づく国土交通大臣の承認は、無人航空機の飛行が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことが認められる場合に行うものであり、御指摘の「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」が認められる場合には、承認の取消し等の措置を講ずることになる。このため、このような飛行の事実を把握された場合には、航空局に情報提供いただきたい。

○なお、市町村が管理する公園等において条例等に基づき無人航空機の飛行を制限することや、「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」が認められる場合に、行政指導により飛行方法に関する注意を行うことや飛行の中止を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【求める措置①に対する回答】への見解

特定の日時に限定的なエリアでの飛行を許可した場合には、その市区町村に直接許可内容を通知する仕組みを検討してほしい。

また一方で、一定期間内に反復して飛行を行う場合や異なる複数の場所で飛行を行う場合の許可については共有システムを開発中ということなので、より具体的で、市町村が必要とする情報が共有されることを求める。

【求める措置②に対する回答】への見解

国土交通大臣の承認は安全な飛行をすることを前提に行われていることは理解しているが、現に飛行している当日の気象状況や地域イベント等の内容などから市町村が住民や観光客の安全確保のため、その場で許可されている飛行の中止や禁止を求めるものである。以上の理由から市町村が飛行の中止等を求める仕組みを明確にしてほしい。

また、市町村が管理する公園などの公共施設内での飛行は条例等で飛行を禁止している例は見受けられるが、管理権限の及ばない私有地を含む観光エリアなどで飛行を禁止するなどの方法については不明な点が多いため、具体的な方法の通知等を求める。

併せて「航空法との関係において妨げられるものではない」とのことを明確に周知する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○無人航空機の飛行方法等について地方公共団体が条例等で規制することが可能であるならば、地方公共団体に対し、その旨(※)を通知すべきではないか。

(※)下記のような事項について、周知することが必要。

①国土交通大臣が飛行を承認している場合であっても、人身や物件の安全確保のために、条例で独自に規制（飛行禁止区域を設定或いは事前届出とする等）を行うことは可能である旨。

②地方公共団体が管理権を持っている区域、持っていない区域にかかわらず、条例で独自に規制を行うことは可能である旨。

③イベント等のための一定期間に限ったものでなくとも、恒常的に条例で独自に規制を行うことは可能である旨。

○今後、様々な分野でドローン等無人航空機の利活用が進むと考えられることから、そうした利活用を阻害することのないよう、地方公共団体が条例等で無人航空機の飛行方法等について規制する場合の、条例等において規定することができる範囲やその事例等について示すべきではないか。

○無人航空機の飛行情報を関係者間で共有できるシステムについては、共有システムのユーザーである地方公共団体の希望に適ったものになっていることが重要であり、地方公共団体の意見を聴いた上でシステムを構築する必要があるのではないか。また、平成30年度中にシステムを構築することのだが、来年度の予算要求の状況はどうか。

○共有システムが、必ずしも地方公共団体の希望に合うようなものでない場合は、飛行区域となっている地方公共団体に対し、個別に詳しい情報（現場で判断できるような、詳細な飛行日時、経路や、機体の色、形、写真等）を提供すること等により、補完をする必要があるのではないか。

各府省からの第2次回答

【求める措置①に対する第2次回答】

○現在でも、航空局では極めて限られた人員により月1,500件を超える無人航空機の飛行許可等の業務に対応している。これに加えて、飛行許可等のうち「特定の日時」かつ「限定的なエリアでの飛行」に係る許可を特定し、地方公共団体に通知すべき情報を抽出し、個人情報などの不開示情報について精査を行った上で、該当する地方公共団体それぞれに直接通知することは、現行の国の人員では対応困難である。

○他方、来年度中に導入を検討している無人航空機の飛行情報を関係者間で共有できるシステムの構築に向け、今年度より、共有すべき飛行情報等について、無人航空機や有人航空機の運航者等とともに検討を行う予定であり、今般のご提案を踏まえ、地方公共団体が必要とする情報を共有できるよう、無人航空機の利活用や規制に関心の高い地方公共団体に対しても個別にヒアリングを行うこととしたい。なお、本システムの構築に係る予算については、平成30年度概算要求においても所要の額を計上しているところ。

【求める措置②に対する第2次回答】

○国土交通大臣の許可等を受けて飛行する無人航空機について、地方公共団体が住民や観光客の安全確保のため、口頭や文書交付等の行政指導の手段により飛行の現場で許可等されている飛行の中止を求めることは航空法との関係において妨げられるものではない。また、公園の管理や要人の警護といった航空法とは異なる目的から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、このような条例に基づき、国土交通大臣の許可等を受けて飛行する無人航空機について、飛行の現場で飛行の中止を求めることも、航空法との関係において妨げられるものではない。

○航空局が所管する法令に関係しない条例の制定の可否について、当局が判断することはできないが、「管理権限の及ばない私有地を含む観光エリアなどで飛行を禁止する方法」や「恒常的に条例で独自に規制を行うこと」を含む無人航空機の飛行を制限する条例があることは承知している。今般のご提案も踏まえ、これらの条例の事例や、国土交通大臣の許可等を受けて飛行する無人航空機について地方公共団体が行政指導の手段により飛行の現場で飛行の中止を求めることができることについて、航空局ホームページや「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」で更に周知を進めるとともに、この旨地方公共団体に周知することとしたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房・文部科学省 第2次回答

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

文化財保護行政の所管組織の選択制

提案団体

鳥取県、山口県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣官房、文部科学省

求める措置の具体的内容

現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにする。

具体的な支障事例

- ・平成19年の地教行法の改正によりスポーツに関することが首長部局でも実施可能となった。鳥取県においては競技スポーツ等に関する事務について首長部局で実施することにより、観光振興、地域活性化と一体となった取組が可能となり、ジャマイカの陸上チームの合宿地に選ばれるなど、首長部局で実施することによる効果があった。
- ・道路建設に伴い行われる埋蔵文化財の発掘調査については、工事計画にあわせ首長部局から教育委員会に委託することにより実施されているが、文化財に関する事務を首長部局で実施することにより、調査手続きが簡素化できるとともに、貴重な遺構等が発見された場合、ルートや工法の変更、遺構見学者のための駐車場の整備など迅速に対応が可能となる。
- ・文化財の学術的価値を十分に踏まえた上で、首長部局の複数部局が横断的に連携することにより、観光、商工、地域振興など視点から、新たな地域資源として活用することについてスムーズな検討が可能となる。
例) テーマ性をもった観光ルートの設定(点としての文化財の指定から面としての活用へ)
- ・文化財を核としたまちづくりの推進
- ・伝統工芸品などの振興による産業の活性化 など
- ・鳥取県の中部地震の復興については、住宅の復旧が6割程度なのに対し、伝統的建造物群の文化財については1割も修繕が終わっていないなど、復旧事業が遅れている状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・地方の魅力や産業の付加価値を生み出す拠点として地域活性化や地域経済への波及などの効果が期待できる重要な文化資源である文化財の保護・保存、活用までを、学術的価値を十分に踏まえた上で、観光振興や産業振興を担う首長部局で一体的に実施することで、既存の文化行政の枠組みにとらわれず、様々な分野と連動した柔軟な文化財の活用を図ることができ、新たな社会的・経済的価値の創出が期待できる。
- ・また、災害復旧への迅速かつ機動的な対応を可能にするため、首長部局が文化財行政も所管できるようにすることが必要である。
- ・なお、首長部局において文化財の保護と活用の両面を実施することにより懸念される、保護の側面が後退しないよう、文化財の保護等の学術的側面に明るい専門家を職員として配置するとともに、現在、教育委員会に条例の定めるところにより設置することができる、とされている「地方文化財保護審議会」について、首長部局への移管の際は必置のものとする。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
文化財保護法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、徳島市

文化財の活用の観点から考えた場合、部局が異なっていることにより、横の連携がうまくいかず、史跡の整備・パンフレット作成等、別々に実施・作成するケースが多く、効率が悪いと、市長部局が埋蔵文化財を含めた文化行政も所管できるような制度改正が必要に思われる。

文化財を活用した地域活性化の施策の必要性が全国的に求められている現状、本市においても文化財の本質的価値を維持しながら、地域の歴史や文化を魅力的な形で伝え、文化財の新たな活用施策を展開するための取り組みをはじめている。今後、文化財の活用については、教育委員会部局だけではなく、都市整備部、経済部、市民環境部において側面的に歴史・文化に関わる施策を行っている市長部局と横断的・一体的な実施により施策効果を高めることが期待できる。

各府省からの第1次回答

地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほかに、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等がある」と、教育行政部局が担当する必要がある。」と整理している。

これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。

また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ。なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみ起因するものではないと考える。

なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。

文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることになる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方分権に関する提案募集は、現在、国が持つ権限の移譲や規制の緩和を求めるものであり、第1次回答の前段に過去の答申等を記載いただいた趣旨は、現在どのような考え方にに基づき運用されているかについて状況説明するためであると考えられる。なお、平成17年12月9日地方制度調査会答申「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」においては、「地方公共団体の執行機関の組織の形態等については可能な限り地方公共団体が地域の実情に応じて選択できるようにすることが重要である。」「文化財保護なども含め、公立小・中・高等学校における学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかを選択を幅広く認める措置を直ちに採ることとすべき。」としており、こうした観点からの検討も必要と考える。

今回の提案は、文化財を観光資源等として活用するにあたり、より効果的・効率的な施策展開が可能となるよう、文化財保護行政を地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにすること、また、災害により損じた文化財等の復旧事業等を地方自治体の判断により事業着手できるようにすることを求めるものであり、文化財保護を疎かにし、活用を優先するものではない。なお、文化財保護行政上の4つの要請については、提案団体ヒアリングで述べたとおり、制度的な仕組みを検討するなどにより担保できるものと考えている。

また、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等により柔軟な運用が可能との回答であるが、事務委任又は補助執行は、首長自身に職務権限を移すものではないため、事務権限者と管理・執行権限者(教育長)が異なることで国に対する申請手続などで不一致が生じ、責任の所在が不明確となることや書類の決裁等により、政策の意思決定までに時間がかかるといった課題があり、不十分である。

今後、当該提案に係る方針決定を文化審議会文化財分科会企画調査会に委ねるのであれば、当該審議会において、可及的速やかに結論が得られるよう検討を行うとともに、検討に当たっては、提案団体や地方の意見を反映する機会を設けていただき、今回の提案内容の実現に向けた前向きな議論が行われるようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

-

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】文化財保護行政について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。

【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考え。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないか。

「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等により担保可能ではないか。

「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘であるが、実態は、「政策の意思決定までに時間がかかる」、「責任の所在が不明」等の問題も指摘されていることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。

年末の閣議決定に向け、一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。

また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。

移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということか。

各府省からの第2次回答

現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これからの文化財の保存と活用の在り方について大臣諮問を受け検討を行っているところであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われているところ。

企画調査会は8月末に審議の中間まとめを取りまとめ、文化財の所管については次のとおり記載された。

文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ(H29.8.31)

「文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において挙げられている、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点(専門的・技術的判断の確保等)を十分に勘案して検討することが必要である(脚注1)。

(脚注1)平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要であ

る。」

現在は、中間まとめのパブリックコメントと行うとともに、企画調査会においては関係団体へのヒアリングも実施中。提案団体や地方公共団体の意見については9月14日開催の企画調査会においてヒアリングを実施したところ。

今後は、パブリックコメントやヒアリング等の意見も踏まえ、4つの要請への担保の在り方等について検討を進め、年内を目途に結論を出す予定。

なお、移管を可能とするには法改正が必要であり、主に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこれに関係する法律であるが、いずれにしても、今後の文化審議会における検討結果を踏まえて必要な対応を進めることとなる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房・文部科学省 第2次回答

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し

提案団体

大分県

制度の所管・関係府省

内閣官房、文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できるよう、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正を求めるもの。具体的には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行できるようにするもの。

具体的な支障事例

【支障事例】

国はもとより、地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事務は、地教行法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。

大分県では、平成30年開催予定の「第33回国民文化祭おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」をはじめとして、同年の「国東半島宇佐地域・六郷満山開山1300年誘客キャンペーン」や「世界温泉地サミット」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が控えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動性に欠けるとともに、観光・地域振興部門との連携が図られないおそれがある。

【具体的な支障事例】

湯けむり景観保存事業(所管:文化庁)とまちづくりとの連携について

・平成24年に大分県別府市の明礬・鉄輪地区が重要文化的景観「別府の湯けむり景観」に選定された。所管は別府市教育庁と大分県教育庁が担当(いずれも文化財所管課)。

・一方で、同地区内で「まちづくり交付金事業」(所管:国土交通省)による温泉を活用した地獄蒸し工房建設が進行。所管は別府市首長部局と大分県首長部局が担当。(いずれも観光振興所管課)

・文化庁からは、「工房建設については、市が策定した湯けむり景観保存事業計画に記載がなく、そもそも文化的景観にもなじまない。」とする指導があった。

・景観や文化財保存に係る事業(文化財保護)とまちづくり事業(観光・地域振興)の執行管理を一体的・一元的に実施する体制ができていれば、こうした問題は未然に防ぐことができたと考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

知事(知事部局)が文化財保護行政を直接実施することが可能となることで、文化財の「保護」と「活用」の一体的な実施や、より効果的な観光振興、地域振興、ひいては地方創生を図ることができる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

-

-

各府省からの第1次回答

地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほか、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等がある」ため、「教育行政部局が担当する必要がある。」と整理している。

これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。

また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ。なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみ起因するものではないと考える。

なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。

文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることになる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

文化財行政について、地方分権の観点から、自治体がふさわしいと考える組織編成を「選択」できるよう、制度改正を求めるもの。

当然、従来からの「保存と継承」や「専門性・客観性の重視」は前提としながらも、さらに「活用」の視点を加えることで、自治体の地域づくりや観光振興における「文化財の新たな価値」が一体的・調和的に生み出されるものと考えている。

政治的中立性の確保など、文化審議会文化財分科会が示した4つの要請については、制度的な措置を講じることにより担保可能であるので、自治体の選択の余地が広がるよう、前向きな対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

-

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】文化財保護行政について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにすべきである。

【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考え。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないか。

「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等により担保可能ではないか。

「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘であるが、実態は、「政策の意思決定までに時間がかかる」、「責任の所在が不明」等の問題も指摘されていることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。

年末の閣議決定に向け、一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。

また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。

移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということか。

各府省からの第2次回答

現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これからの文化財の保存と活用の在り方について大臣諮問を受け検討を行っているところであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われているところ。

文化審議会文化財分科会企画調査会は8月末に審議の中間まとめを取りまとめており、文化財の所管については次のとおり記載された。

文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ(H29.8.31)

「文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において挙げられている、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点(専門的・技術的判断の確保等)を十分に勘案して検討することが必要である(脚注1)。

(脚注1)平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。」

現在は、中間まとめのパブリックコメントと行うとともに、企画調査会においては関係団体へのヒアリングも実施中。提案団体や地方公共団体の意見については9月14日開催の企画調査会においてヒアリングを実施したところ。

今後は、パブリックコメントやヒアリング等の意見も踏まえ、4つの要請への担保の在り方等について検討を進め、年内を目途に結論を出す予定。

なお、移管を可能とするには法改正が必要であり、主に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこれに係る法律であるが、いずれにしても、今後の文化審議会における検討結果を踏まえて必要な対応を進めることとなる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	68	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	酒々井町				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。

都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。

本町は、町域が小さい(19.02km²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。

※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)

これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。

【具体的な支障事例】

現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方分権改革の目指すべき方向性は、地方の活力を高め、強い地方を創出することにあるが、そのためには、地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主導の地域再生を実現することで、初めてそれが可能となることは言を俟たない。

しかしながら、「まちづくり」の分野において、当町は、県のマスタープラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉都市計画として隣接する佐倉市と一体として取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意を必要とされていることで、自由度や独自性を発揮することが難しい状況にある。

平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、国・地方を挙げた地方分権の取組みにより、基礎自治体の体制整備は進んできており、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないことから、市同様に町村も一律に協議とすることを要望したい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議

決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(14)都市計画法(昭43法100)

()町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	970	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	全国町村会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の現状】

「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。

【制度改正の必要性】

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体

間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(14)都市計画法(昭43法100)

()町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	260	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
------	-----	------	--------------	------	------------

提案事項(事項名)

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った(果たした)と認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めること。(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。)

具体的な支障事例

(構成市における具体例)

未整備の都市計画施設について都市計画の見直しを図り、一部の施設では都市計画区域を変更した。このうち公園緑地については、長期的な視点から都市計画を定め計画的に整備してきたが、用地取得の困難さなどにより計画決定後、長期間経過してもなお未整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市民一人あたりの面積の検証や個々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面で支障のない箇所に変更した。

その結果、公拓法で取得した土地が都市計画区域外に複数存することとなったが、管理については公拓法の制限を受け、同法第9条各号に基づく利用しかできない。同法に基づく利用として、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業など挙げられるが、本件土地は元の所有者の買い取り申し出に応じて取得したもので、面積、箇所ともに不揃いで、かつ郊外に位置するものも多いため、先の事業用としての需要を満たす土地は非常に限られている。

そのため、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公拓法の規定に関わらず住民が利用する施設のために供することや、売却し別の事業の財源に充てるなど、資産の有効活用を図ることができる。

また、不要な資産を減らすことで維持管理業務及び維持管理費の縮減につなげられる。

根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

豊田市

○公拡法の制度を利用して取得した土地のうち、計画変更等により利用見込みがなくなってしまったものについては、同法9条を改正することにより、他の利用への転用や処分が可能となれば維持管理費の削減や財源確保が可能となる。そのため、制度の改正をする必要がある。

各府省からの第1次回答

本法は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的に、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、土地開発公社の創設、その他の措置を講じている。

先買い制度により取得した土地は、土地所有者に対し、届出ないし譲渡制限といった義務ないし制限を課した上で買い取られたものであり、その用途は公共性・公益性を有する

- ① 都市施設に関する事業
- ② 収用適格事業
- ③ 地方公共団体等が行う住宅用宅地の賃貸又は譲渡に関する事業等

の用又はこれらの事業に係る代替地の用に供されなければならないこととされている。

一方、規制改革・民間開放推進3か年計画等を受け、先買い制度により取得された長期保有土地の有効活用を図るため、平成18年の法改正にて、一定の要件を満たす場合に用途制限の緩和を認めている。

具体的には、買い取られた日から10年を経過した土地であって、買取りの目的とした事業の廃止又は変更等によって①から③までの事業やその代替地の用に供される見込みがないものにあつては、法が目的とする都市の健全な発展と秩序ある整備に資する各種法定計画に位置付けられた下記の事業の用に供することも認められたもの。

- ④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に係る特定の事業
- ⑤ 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る特定の事業
- ⑥ 多極分散型国土形成促進法に基づく特定の事業等

また、こういった公共性・公益性を有する事業に供されることから、法第6条第1項の協議に基づき買い取られる場合には租税特別措置法第34条の2に規定する譲渡所得の特別控除の適用も可能となっている。

例えば、都市計画区域内外を問わず、宅地として売却すること(法第9条第1項第3号、同法施行令第5条第1項第3号)、公園、緑地、広場を設置・管理すること(法第9条第1項第2号)などは現行規定においても認められており、過去には、買取り後の事情変更により当初の買取り目的に供することができない場合に、一般公募の上、住宅地として売却を行っている事例も確認している。

なお、今回提案頂いたケースのような先買い土地の有効活用に関しては、制度の周知等の利用促進策を検討したいと考えているところ。

については、利用促進策を検討する上で、現行規定において対応できない用途を把握する必要があり、これまでも再三にわたり具体的な用途を示していただきたいとお願いしているところ、先の提案団体へのヒアリングにおいても未だ示されていない状況であり、重ねてとなるがどのような用途拡大が望まれているのか、具体的にお示し願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件は、一定の要件を満たす場合の用途制限の緩和など、これまでご尽力いただいた法改正を活用したうえで、なお残存する土地を問題視しているものである。面積、箇所、形状ともに不揃いで、かつ郊外に位置する土地は、必ずしも公共性・公益性を有する具体的な用途が見つかるとは限らず、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい。

例えば、8月2日の提案募集検討専門部会にて貴省の説明資料にあった地域再生計画の事例のうち、散在した土地に係るものについては、いずれも周辺の利用に合わせて主に農地として活用した事例であり、農地の用に供するものとして地目、規模等適当であると事業主体によって判断されたものと見受けられる。名古屋市が保有する土地は、主に市街化区域内の宅地で買い取り申し出に応じ取得したものであり、先の例をそのまま活用できる見込みはない。

このような地域再生制度等のスキームでは活用しにくい土地の多くは塩漬け状態となり、維持管理費がかかり地方公共団体の財務状況を悪化させている。公拡法が制定された昭和47年から社会情勢も大きく変化したことと鑑み、計画変更により利用見込みのなくなった土地を処分していくというのは、今の時代としては当然あり得る選択肢であり、柔軟な対応をお願いしたい。

また、公拡法施行令第5条第1項第3号を根拠にして、用途制限を外して宅地として民間に売却した地方公共

団体の事例があると貴省よりご教授頂いたが、当該条文でそのような処理が可能と解釈することは難しく、確信を持って運用できないため、法令上で明確に読めるよう規定を改めるべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

- ①法第9条は法第6条第1項に定める地方自治体が示した目的以外の利用(売却を含む)は認められると考えてよろしいか。
- ②目的外利用ができる期間を5年程度に短縮できないか。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○全国の土地開発公社が保有する先買い制度により取得した土地約 371ha のうち、9割弱に当たる約 323ha が 10 年以上保有の土地である(平成 26 年度末現在)。

○地域再生制度等のスキームで活用される先買い土地は、主として大規模なまとまりの土地であり(これまでに認定を受けた地域再生計画による先買い土地の活用事例は、いずれも 10,000 m² 以上の大規模な土地である。)、細切れで散在している土地については、活用されにくく、その多くは塩漬け状態となり、維持費が増嵩し、公社や地方公共団体の財務状況を悪化させている。

公拡法施行令第5条第1項第3号を根拠に、運用で先買い保有土地を宅地として民間に売却した地方公共団体の事例があるとのことだが、法律が制定された昭和 47 年から社会情勢も大きく変化したことに鑑み、計画変更により利用見込みのなくなった土地を処分していくというのは、今の時代としては当然あり得る選択肢であり、これを可能とするため法令改正を行うべきではないか。

○処分が認められる場合を限定する等の恣意的な処分を防ぐ仕組みを設けるならば、公金により取得した土地が処分されることに対する疑念・批判は回避できるのではないか。

各府省からの第2次回答

先のヒアリングで示した宅地としての処分事例については、住まいの確保を通じた地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資そうとする本法の趣旨に沿うものとして政令第5条第1項第3号に基づき行われているものである。現行法令で対応可能として、過去には地方公共団体等に周知しており、当該条項の解釈による混乱が生じているとは考えにくく、改めて法令上で明文化することが地方分権や規制緩和につながるものではないと考える。

また、「1次回答を踏まえた提案団体からの見解」で、既に先のヒアリングで紹介している先買いにより取得された土地の活用事例が提案団体において「そのまま活用」できないとの指摘があったが、地域再生計画に掲げる事業について、地域再生法上、活用する土地の面積、形状、地目、所在する区域といった要件等の制限はないことから、提案団体においても、他の例を参考としつつ、地域の実情やニーズを踏まえて、当該制度を活用することができるのではないかと考える。

その上で、以前よりお願いしているが、公拡法の現行規定では先買い土地の用に供することができないとされる「住民のための施設」や「近隣等のニーズに応じた公益的な目的に資する形での活用」について、その具体的なものをお示し願いたい。

また、先買い制度により取得した土地が塩漬けとなっているとの指摘があるが、具体的な用途を示せないのであれば、先買いした土地の用に供する制限があることが活用に向けたネックとなっているのではなく、自治体が先買いした土地を含めた所有する不動産の有効活用に向けて、具体的な用途や売却先を検討できていない点に問題があるのではないか。

なお、本法の先買い制度が、土地所有者に対し届出ないし譲渡制限といった義務ないし制限を課した上で買い取るものであることから、当該制度により取得した土地の用途を公共性・公益性を有するものに限定している現行法が、まさしく「処分が認められる場合を限定する等の恣意的な処分を防ぐ仕組み」を設けたものであり、さらに、法第9条の用途制限によって「公金により取得した土地が処分されることに対する疑念・批判を回避できるもの」である。

6【国土交通省】

(12) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭 47 法 66)

(i) 土地の買取りの協議(6条1項)により取得した土地(以下「先買い土地」という。)の活用については、9条1項3号及び施行令5条1項3号の規定に基づき、個々の土地ごとに公募等の方法により住宅用地として一般に賃貸又は譲渡できることを明確化するため、地方公共団体等に平成 28 年度中に通知する。

(ii) 先買い土地の活用事例を地方公共団体等に情報提供するとともに、相談窓口を設置し、地方公共団体等が抱える個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じる。

(iii) 先買い土地の用途制限の在り方については、その有効活用に向けて、平成 28 年度中に地方公共団体等が保有する先買い土地の実態や処分先に関する地方公共団体等の意向等の調査に着手し、その結果を受け、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するという法の趣旨や個々の土地にも着目した最適・創造的な活用を実現すべきとされた国土審議会土地政策分科会企画部会からの提言を踏まえながら、先買い土地が地域のニーズに応じ機動的かつ柔軟に活用され、遊休地の解消に資するよう検討し、平成 29 年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の経由事務の廃止

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなければならないこととされている建設業法第44条の4の規定を改正することにより、都道府県の経由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等に一本化することを求める。

具体的な支障事例

- ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月数百件にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。
- ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の経営事項審査申請書及び再申請書が毎月数十件(年間数百件)にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。
- ・許可申請書及び届出書の提出先は都道府県、確認書類の提出先は地方整備局等に直接送付となっているが、申請者からは、窓口が一本化されておらず分かりにくいといった苦情がある。
- ・国土交通大臣許可申請又は経営事項審査の申請にあつては登録免許税又は収入印紙を、都道府県知事許可又は経営事項審査にあつては県収入証紙を書類に貼り付けて提出することとされているが、窓口が都道府県となっていることから申請者が混同し、国土交通大臣の申請書に誤って県の収入証紙を貼りつけて提出されたケースが発生している。
- ・都道府県が申請書提出後の書類審査等の進捗状況について申請者から問い合わせを受けることがあり、地方整備局に問い合わせるよう案内をしても、都道府県が関知していないことについて理解が得られなかったケースがあったなど申請者側が混同している事例がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・許可申請書その他の書類の受付窓口が一本化されることで申請者にとって分かりやすくなり、また、許可申請にあつては、都道府県の進達期間(標準処理期間30日)がなくなることで、許可決定までの審査期間の短縮化が図られ、申請者の利便の向上に繋がる。同様に、経営事項審査にあつても、都道府県の進達期間がなくなり、審査結果の通知までの迅速化が図られ、建設業者の利便の向上に繋がる。

根拠法令等

建設業法第5条、第11条、第12条、第27条の26、第27条の28、第27条の29、第44条の4
建設業法施行規則第6条、第7条の2、第8条、第11条、第19条の6、第20条、第21条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、滋賀県、京都府、島根県

○国土交通大臣の許可申請書又は経営事項審査の申請書に、申請者が県の収入証紙を張り付けてしまった事例がある。

○申請者が、書類審査の進捗状況について県に問い合わせることがあり、地方整備局に直接問い合わせるように伝えている。

○県を經由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月 20～30 件程度あり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。

○申請者の提出した書類が地方整備局に届くまでに時間が空くため、申請者は提出したつもりでいても、まだ地方整備局に届いていないことがあった。

○受付窓口が地方整備局に一本化されることで、県からの進達期間(標準処理期間 30 日)が無くなるので、許可決定までの迅速化が図られ、関係書類の地方整備局への到達も確実となり、申請者の利便向上に繋がる。

○国土交通大臣許可及び経営事項審査の申請書等の提出先が都道府県になっていることから、申請者から都道府県に対して申請、届出に関する問い合わせがあるなど、申請者等が混同している事例がある。

○国土交通大臣許可の申請、届出に関し、県の様式を使用しているなど、申請者等が混同している事例がある。

○本県では郵送または窓口で受付をしているが、郵送の場合、直接所管の地方整備局に郵送する場合と比べて申請者側の負担が少なくなっている訳ではない。また、窓口での受付の場合も、都道府県が指示する場合は少なく、来庁の必要性がないことが多い。

○従たる営業所が地方整備局付近にあるにもかかわらず、必ず主たる営業所の所在する都道府県を經由しなければならないのは申請者等にとって負担が大きいので、所管地方整備局に直接、申請書等を持っていくことができる仕組みがあってしかるべきである。

○当県内に本店を置く大臣許可業者は、約200社程度であるが、建設業許可・経営事項審査に係る書類の提出数は、年間数百件もあり負担が生じている。

各府省からの第1次回答

申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点から、郵送ではなく対面での提出を求めている場合が多い。この点、ブロックごとに設置されている地方整備局ではなく都道府県の窓口において書類を提出できるようにすることで、書類提出に係る申請者の負担の軽減が図られる。仮に、都道府県の經由事務を廃止した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除いた大半の申請者にとっては、申請に係る負担が増大することから、「住民の利便性の向上」とは逆行する。こうした都道府県の經由事務は、建設業のみならず様々な行政分野においても同様に規定されている。

また、建設業法上、都道府県知事は自らが許可を与えた建設業者のみならず、当該都道府県において営業を行う国土交通大臣の許可を受けた建設業者についても、指示処分又は営業停止処分を行うことができることになっており、申請書類の提出が都道府県經由であることで、都道府県知事は当該申請書類の写し等をもとに処分対象となる建設業者について必要な情報を速やかに把握することができ、処分を迅速に行うことができる。

加えて、このような都道府県の經由事務を廃止したとしても、都道府県が 30 日の標準処理期間で行っている申請書類の形式的審査等の事務を地方整備局が行うこととなるだけであり、「標準処理期間 30 日なくなる」とのご指摘はあたらない。

なお、書類作成に係る申請者の負担軽減を図る観点については、行政手続部会においても検討が進められており、国土交通省においても申請者の負担軽減が効果的に図られるよう、電子申請への変更や申請書類等の簡素化も含めた建設業の許可申請等のあり方について総合的に検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土交通大臣許可に係る經由事務は、内容の審査に及ぶものではなく、必要な様式(書類)が整っているかの確認を行うもので、対面での提出を求めるまでのものではない。

実際に、本県では知事許可に係る更新申請及び各種届出について郵送での提出を認めているが、受け付けた申請等の中で、郵送提出分も含め、必要書類未添付による手戻りはほとんど発生していない。

經由事務を廃止すれば、法定様式による書類も確認資料もともに地方整備局に提出することができ、問い合わせ窓口も一本化され、申請者にとっての負担軽減になり、利便性はむしろ向上するといえる。

また、建設業法施行規則改正により平成 27 年4月から、都道府県に申請書類の写しは提出されないこととなっているため、国土交通大臣許可業者に対し法第 28 条第4項、第5項による指示処分又は営業停止処分を行

う際に、当該業者の申請書類の写し等をもとに処分を迅速に行うことができるというご指摘はあたらない。

さらに、標準処理期間 30 日についてであるが、本県の場合、事務の便宜上、受け付けた申請書をまとめて発送(月2回発送)するためのいわゆる書類を保管している期間が大半を占めており、申請者が直接地方整備局へ提出することとなれば、この期間は短縮されると考えられる。

行政手続部会において電子申請や書類の簡素化等について検討していることは承知しており、申請者の利便性が向上することは歓迎されることではあるが、現に発生している事象は直ちに解消すべきであり、窓口の一本化は早急に行う必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【滋賀県】

○ 經由都道府県による申請書等の不備の指摘については、国土交通大臣許可業者または国土交通大臣許可業者になろうとする者に対して都道府県の立場で不備等の指摘をする権限が明確でないこと、国と經由都道府県で申請書等の記載方法に多少の違いがあるために申請者等に対し国・經由都道府県でそれぞれ異なった指摘をして申請者が混乱させる恐れがあることなどの問題点があると考えます。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○都道府県における申請書の形式審査より地方整備局における申請書類と確認書類を突合しながら行う内容審査の方が、補正頻度が高く、かつ重要と考えられ、形式審査のみのために都道府県を窓口とすることで社会的なコストも増すのであれば、經由事務を廃止して直接地方整備局に提出することとすべきではないか。

○經由事務を廃止すると各地方整備局から遠い申請者にとって不利益になるとのことだが、現在も地方整備局への確認書類の提出は直接郵送によるところが多く、申請書の提出も同様に直接整備局に郵送とすることは可能ではないか。その方が、提出先が一本化され、処理日数も短縮され、申請者の利便に資するのではないか。

○電子申請化の実現まで都道府県經由事務を現状のままとすべきではなく、また、電子申請化が実現しても紙ベースでの申請も残るのならば、現時点で都道府県經由事務の在り方を見直すべきではないか。

○電子申請化に向けた予算要求の状況及びスケジュールは如何。

各府省からの第2次回答

○現在、政府全体の重要課題である「建設業の働き方改革」の実現に向け、建設業における長時間労働の是正や生産性の向上に資する取組を推進するため、建設業の許可申請等のあり方についても、申請者及び審査行政庁の双方の負担を軽減する観点から、申請書類の簡素化や電子申請化に向けた検討・調査を行うこととしており、平成30年度予算概算要求の中で必要経費を盛り込んだところである(2億円の内数)。

今後、電子申請化により、オンライン上で申請書類等の形式審査を行うことができるようになれば、都道府県經由事務についても、その大幅な改善が期待されることから、電子申請化等に向けた総合的な検討の中で、經由事務のあり方も含めた議論を行っていくこととしたい。

○なお、申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点や、許可手数料収入印紙の貼付の有無等に伴う申請者側とのトラブルを防止する観点からも、郵送ではなく対面での提出を求めている場合が多い。この点、地方ブロック毎に設置されている地方整備局ではなく都道府県の窓口において書類提出できるようにすることで、申請者の負担軽減が図られている。

仮に、直ちに、都道府県の經由事務を廃した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除いた大半の申請者にとっては、申請負担が増大し、「住民の利便性の向上」と逆行する。